

個人情報ファイル簿目録

	部門	所属名	名称	提案募集
1	警務部	広報県民課	相談等業務情報ファイル	—
2		留置管理課	留置情報ファイル	—
3		会計課	拾得物件情報ファイル	該当
4		会計課	遺失届情報ファイル	該当
5	生活安全部	生活安全企画課	保護情報管理ファイル	—
6		生活安全企画課	自転車防犯登録ファイル	—
7		生活安全企画課	捜査の過程で押収した名簿登載者ファイル	—
8		生活安全企画課	青色防犯パトロール管理ファイル	該当
9		生活安全企画課	警備業資格者等ファイル	該当
10		生活安全企画課	古物商等管理ファイル	—
11		生活安全企画課	風俗営業等管理ファイル	該当
12		地域課	巡回連絡カードに関するファイル	—
13		通信指令課	110番通報の受理に関するファイル	—
14	刑事部	組織犯罪対策課	不当要求防止責任者管理ファイル	該当
15	交通部	交通企画課	安全運転管理者等管理ファイル	該当
16		交通企画課	交通事故統計ファイル	該当
17		交通規制課	自動車保管場所管理ファイル	—
18		交通規制課	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請者ファイル	—
19		交通規制課	道路使用許可申請者ファイル	—
20		交通規制課	通行禁止道路通行許可申請者ファイル	—
21		交通規制課	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	—
22		交通規制課	緊急通行車両等管理ファイル	—
23		交通規制課	駐車許可証管理ファイル	—
24		運転免許課	運転者管理ファイル	該当

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	相談等業務情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部広報県民課	
個人情報ファイルの利用目的	佐賀県警察において受理した相談等に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談等業務の遂行及び犯罪等による被害の未然防止を図ることを目的とする。	
記録項目	1 受理情報（番号、所属、態様、窓口、日時、対応時間）、2 受理者（所属（課・係を含む。）、階級、氏名等）、3 申出内容（件名、概要、申出種別、申出の内容等）、4 申出人（氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先等）、5 関係者情報（申出者との関係、氏名、年齢、性別、職業、勤務先、住所、連絡先等）、6 処理情報（内容、処理者・責任者（所属（課・係を含む。）、階級、氏名等）、引継先、参考送付先等）、7 申出人からの確認事項	
記録範囲	相談等事案に係る受理者、申出人、関係者、処理者及び処理責任者	
記録情報の収集方法	相談等受理・対応	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 犯歴番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 事件処理署、6 検挙年月日、7 指紋作成番号、8 留置日時、9 留置番号、10 処理部門、11 特異動向、12 疾病等、13 文字情報	
記録範囲	特異動向又は疾病等を有する被留置者	
記録情報の収集方法	留置施設からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 （1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 取扱所属・交番等及び氏名、3 受理番号、4 拾得日時 5 受理日時、6 公告日、7 本署受理日、8 保管満期日、9 拾得者の物件引き取り期間、10 権利区分、11 拾得者及び占有者権利放棄の申告・氏名等告知の同意、12 拾得者住所・氏名・電話番号、13 拾得場所市町村・番地等詳細・施設名等・区分文字・公表区分、14 施設占有者住所等・名・電話番号、15 保管場所区分・名称・電話番号、16 拾得物整理番号、物件区分、17 裸現金の別、18 現金額、カナ・漢字記名、19 固有番号、代表物件の分類・種類・点数・色・特徴、20 その他の物品の分類・種類・点数・特徴、埋蔵文化財、21 処理結果区分、22 遺失者権利放棄日、23 処理年月日	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者の返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 取扱所属・交番等及び取扱者氏名、3 受理番号、届出日、4 本署受理日、5 遺失日時（自）（至）、6 遺失場所市町村・詳細及び住所等、7 遺失者住所等・カナ氏名・漢字氏名及び電話番号、8 物件区分、9 裸現金の別、10 現金額、11 カナ及び漢字記名、12 固有番号、13 代表物件及びその他の物品の分類・種類・点数・特徴、14 処理結果区分、15 処理年月日	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	保護情報管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法に基づく保護等取扱い時の速やかな被保護者の引渡し及び適切な関係機関への通報等に資することを目的とする。	
記録項目	1 事案番号、2 取扱所属、3 取扱者氏名、4 取扱日、5 保護の種別、6 被保護者の本籍、住所、連絡先、生年月日、年齢、職業、性別、氏名、身体、異名、身体特徴等（人相・着衣、外傷・被服の損傷等、認知症の疑い）7 発見日時、8 発見場所、9 発見の端緒、10 発見状況及び保護の理由、11 保護具の使用の有無、12 保護期間（保護開始時間、本署到着時間、保護室収容時間、保護解除時間）、13 保護期間の延長（延長の有無、延長の理由、許可状発付裁判官、延長期間）14 保護の場所、15 身柄の措置、16 23 条通報の有無及び年月日、17 引取年月日、18 引取者住所、続柄、職業、氏名、連絡先、19 記事	
記録範囲	被保護者、警察官通報対象者、引取者（引継先担当者）	
記録情報の収集方法	保護事案、警察官通報事案の取扱い	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び警察署並びに簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用することを目的とする。	
記録項目	1 防犯登録番号、2 登録年月日、3 車体番号、4 メーカー、5 車種、6 塗色、7 氏名、8 住所、9 電話番号、10 販売店、11 販売店電話番号	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	公益財団法人佐賀県防犯協会からの電磁的記録の提供により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部並びに警察署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿に登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害の防止に資することを目的とする。	
記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	青色防犯パトロール管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	青色回転灯を装備した車両を用いた自主防犯パトロールの証明事務に資することを目的とする。	
記録項目	1 団体名、2 代表者、3 団体区分、4 証明書番号、5 運用開始日、6 自治体、7 管轄署、8 車両台数、9 車両区分、10 実施者数、11 所属団体名、12 実施者証番号、13 実施者名、14 新規登録日	
記録範囲	青色回転灯等装備車両で自主防犯パトロールを実施する者	
記録情報の収集方法	パトロール実施者又は団体の代表者からの申請書等の提出により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に関する事務の適正な遂行の確保に資することを目的とする。	
記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 本（国）籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 住所、16 処分年月日、17 処分事由、18 処分結果	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る 7 及び 10 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 22 条第 5 項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る 7 及び 10 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 42 条第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項による。検定合格証明書の交付を受けたものに係る 7 及び 15 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については警備員等の検定に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 15 条第 1 項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報	－	

報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）及び質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）に関する事務の適正な遂行の確保に資することを目的とする。
記録項目	第 1 古物商及び古物市場主 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引に HP を用いるかどうかの別、9 ホームページ URL、10 主として取り扱おうとする古物の種類、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更新年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生年月日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申し込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28 仮設店舗の日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明） 第 2 質屋 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、8 変更新年月日、9 変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12 休業期間、13 再交付日
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	第 1 の 6 から 10 及び 12 から 14 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）第 5 条第 3 項及び第 6 項による。第 2 の 5 から 7 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第 4 条第 2 項及び質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号）第 8 条第 1 項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行の確保に資することを目的とする。
記録項目	1 許可警察署、2 許可年月日、3 営業の種別、4 法人・個人の別、5 許可番号、6 営業所の名称、7 営業所等の所在地、8 法人名、9 法人の所在地、10 代表者又は経営者の氏名、11 代表者又は経営者の性別、12 代表者又は経営者の生年月日、13 代表者又は経営者の本（国）籍、14 代表者又は経営者の住所、15 管理者等の氏名、16 管理者等の性別、17 管理者等の生年月日、18 管理者等の本（国）籍、19 管理者等の住所、20 役員の氏名、21 役員の性別、22 役員の生年月日、23 役員の本（国）籍、24 役員の住所、25 広告宣伝で使用する呼称、26 客の依頼を受ける方法、27 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、28 自動公衆送信設置者の住所、29 電気通信設備の設置場所、30 認定番号、31 開始届出番号、32 届出確認書等の書面の種別、33 届出確認書等の交付年月日、34 届出確認書等の交付番号、35 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、36 受付所・待機所の別、37 映像伝達用設備を識別するための電話番号等
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者並びに性風俗関連特殊営業及び深夜種類提供飲食店営業の開始届出を提出した者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る 6、8 から 10 まで、14、15、19、20 及び 24 の訂正は、風営法第 9 条第 3 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号、以下「規則」という。）第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 88 条第 2 項及び第 3 項による。風営法第 27 条第 1 項の届出所を提出した者に係る 6、8 から 10 まで、14、15 及び 19 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 42 条第 2 項による。風営法第 31 条の 2 第 1 項の届出書を提出した者に係る 7 から 10 まで、14、25、26、36 及び 37 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 53 条による。風営法第 31 条の 7 第 1 項の

	届出書を提出した者に係る 7 から 10 まで、14、25 から 28 まで及び 37 の訂正は、同条第 2 項及び規則 59 条による。風営法第 31 条の 12 第 1 項の届出書を提出した者に係る 6、8 から 10 まで、14、15、19 及び 27 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 64 条による。風営法第 31 条の 17 第 1 項の届出書を提出した者に係る 7 から 10 まで、14、25 及び 27 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 70 条による。風営法第 33 条第 1 項の届出書を提出した者に係る 6、8 から 10 まで及び 14 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 104 条による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	1 佐賀南警察署（佐嘉神社角交番、本庄交番、下田交番、犬井道交番、諸富交番、西与賀駐在所、嘉瀬駐在所、十五駐在所、東与賀駐在所、横江駐在所、久保田駐在所、蓮池駐在所、北川副駐在所、早津江駐在所、大詫間駐在所） 2 佐賀北警察署（佐賀駅前交番、兵庫交番、日の出交番、開成交番、鍋島交番、大和交番、北山駐在所、古湯駐在所、三瀬駐在所、富士南駐在所、松梅駐在所、金立駐在所、川久保駐在所） 3 神埼警察署（署所在地、三田川交番、背振駐在所、仁比山駐在所、東脊振駐在所、姉川駐在所、原の町駐在所、詫田駐在所、崎村駐在所） 4 鳥栖警察署（基山交番、東尾交番、鳥栖駅前交番、曾根崎交番、田代交番、鳥栖西交番、平田駐在所、村田駐在所、儀徳駐在所、中原駐在所、坊所駐在所、持丸駐在所、三根駐在所） 5 小城警察署（署所在地、晴田交番、牛津交番、大地町駐在所、五条駐在所、牛王駐在所、東住の江駐在所、多久幹部派出所、東多久駐在所、納所駐在所、南多久駐在所、多久駐在所、西多久駐在所） 6 唐津警察署（浜崎交番、和多田交番、中央交番、西唐津交番、鏡交番、佐志駐在所、徳須恵駐在所、川原橋駐在所、七山駐在所、入野駐在所、高串駐在所、切木駐在所、大野駐在所、相知駐在所、平山駐在所、岩屋駐在所、巖木駐在所、中島駐在所、呼子幹部派出所、湊駐在所、値賀駐在所、有浦駐在所、小川島駐在所、打上駐在所、名護屋駐在所、馬渡島駐在所） 7 伊万里警察署（伊万里中央交番、立花台交番、山代駐在所、黒川駐在所、大川内駐在所、松浦駐在所、大川駐在所、南波多駐在所、波多津駐在所、瀬戸駐在所、二里駐在所、里駐在所、大久保駐在所、楠久駐在所、浦の崎駐在所、有田幹部派出所、上有田駐在所、曲川駐在所、大山駐在所） 8 武雄警察署（武雄温泉駅前交番、志久駐在所、橋下駐在所、大崎駐在所、三間坂駐在所、宮野駐在所、朝日駐在所、武内駐在所、若木駐在所、橘駐在所、西川登駐在所、東川登駐在所） 9 白石警察署（署所在地、江北交番、須古駐在所、北有明駐在所、有明駐在所、南有明駐在所、福富駐在所、大町幹部派出所）

	10 鹿島警察署（鹿島中央交番、太良交番、大浦駐在所、七浦駐在所、浜駐在所、古枝駐在所、辻駐在所、嬉野幹部派出所、五町田駐在所、大草野駐在所、塩田駐在所、久間駐在所、吉田駐在所、不動山駐在所、今寺駐在所）	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 電話番号、6 非常の場合の連絡先、7 職業・勤務先・学校名等、8 事業所の名称・電話番号・業種・所在地・営業時間・休日・防犯体制、9 要望・連絡事項	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	110 番通報の受理に関するファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため。	
記録項目	1 受理番号、2 事案名、3 発生日時、4 入電日時、5 受理者 6 指令日時、7 指令者、8 発生場所、9 通報区分、10 事案内容 11 被害者、12 通報者、13 処理結果、14 現場到着時間、15 記事	
記録範囲	110 番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者	
記録情報の収集方法	110 番通報の受理者又は対応者による聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課	
個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づいて選任された不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）に対する講習を実施するため。	
記録項目	1 届出年月日、2 責任者の氏名、3 責任者の生年月日、4 責任者の役職名、5 事業所又は責任者の連絡先、6 事業所の名称、7 事業所の所在地、8 業種、9 責任者の選任年月日、10 責任者講習受講日	
記録範囲	事業所から責任者として選任された者	
記録情報の収集方法	事業所又は本人からの届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等に関する業務管理の適正化及び効率化のため	
記録項目	1 台帳番号、2 事業所名、3 事業所所在地、4 事業所代表者、5 届出者名称、6 届出者住所、7 届出者電話番号、8 選任年月日、9 解任年月日、10 解任理由、11 管理者氏名、12 管理者の住所、13 管理者の生年月日、14 管理者の年齢、15 管理者の役職(地位)、16 管理者の資格要件、17 保有車両台数、18 運転者数	
記録範囲	安全運転管理者、副安全運転管理者等	
記録情報の収集方法	安全運転管理者等選任事業所からの届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	安全運転管理者等法定講習業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000人以上)

個人情報ファイルの名称	交通事故統計ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を基に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図るため。
記録項目	1 都道府県警察署等コード、2 本票番号、3 原票作成年、4 原票作成年月、5 原票作成日、6 事故内容、7 死者数、8 重傷者数、9 軽傷者数、10 乗車人員（第1当事者、第2当事者）、11 路線コード、12 地点コード、13 交差点コード、14 市区町村コード、15 旧市区町村コード、16 計上日、17 発生日時、18 昼夜、19 天候、20 校区コード、21 地形、22 路面状態、23 道路形状、24 信号機、25 一時停止規制（第1当事者、第2当事者）、26 車道幅員、27 道路線形、28 衝突地点、29 ゾーン規制、30 中央分離帯施設等、31 歩車道区分、32 事故類型、33 特殊事故（第1当事者、第2当事者）、34 街灯の有無、35 性別（第1当事者、第2当事者）、36 年齢（第1当事者、第2当事者）、37 国籍・地域別コード（第1当事者、第2当事者）、38 居住地コード（第1当事者、第2当事者）、39 旧居住地コード（第1当事者、第2当事者）、40 職業コード（第1当事者、第2当事者）、41 学校コード（第1当事者、第2当事者）、42 免許証番号（第1当事者、第2当事者）、43 運転資格（第1当事者、第2当事者）、44 事故車種の運転免許経過年数（第1当事者、第2当事者）、45 当事者種別（第1当事者、第2当事者）、46 車両番号（第1当事者、第2当事者）、47 用途別（第1当事者、第2当事者）、48 車両形状等（第1当事者、第2当事者）、49 オートマチック車（第1当事者、第2当事者）、50 サポカー（第1当事者、第2当事者）、51 通行目的（第1当事者、第2当事者）、52 選任事業所等（第1当事者、第2当事者）、53 ライト点灯状況（第1当事者、第2当事者）、54 タイヤ等の状況（第1当事者、第2当事者）、55 反射材等使用状況（第1当事者、第2当事者）、56 速度規制指定のみ（第1当事者、第2当事者）、57 初心運転者標識（第1当事者、第2当事者）、58 高齢運転者標識（第1当事者、第2当事者）、59 危険認知速度（第1当事者、第2当事者）、60 飲酒状況（第1当事者、第2当事者）、61 飲酒場所（第1当事者、第2当事者）、62 飲酒の理由（第1当事者、第2当事者）、63 飲酒後の経過時間（第1当事者、第2当事者）、64 飲酒運転の理由（第1当事者、第2当事者）、65 携帯電話等の使用状況（第1当事者、第2当事者）、66 カーナビ等の使用状況（第1当事者、第2当事者）、67 自動運行装置の使用状況（第1当事者、第2当事者）、68 法令違反コード（第1当事者、第2当事者）、69 事故要因区分コード（人的要因（第1当事者、第2当事者）、車両的要因（第1当事者、第2当事者）、環境的要因（第1当事者、第2当事者））70 行動類型（第1当事者、第2当事者）、71 当事者の進行方向（第1当事者、第2当事者）、72 車両の衝突部位（第1当事者、第2当事者）、73 車両の損壊程度

	(第1当事者、第2当事者)、74 自体防護 (第1当事者、第2当事者)、75 プロテクターの装着 (第1当事者、第2当事者)、76 エアバッグの装備 (第1当事者、第2当事者)、77 サイドエアバッグの装備 (第1当事者、第2当事者)、78 人身損傷程度 (第1当事者、第2当事者)、79 人身損傷主部位 (第1当事者、第2当事者)、80 損傷主部位の状態 (第1当事者、第2当事者)、81 人身加害部位 (第1当事者、第2当事者)、82 自宅からの距離 (第1当事者、第2当事者)、83 着衣の色 (第1当事者、第2当事者)、84 地点 緯度 (北緯)、85 地点 経度 (東経)、86 予備項目、87 性別 (第3当事者以下)、88 年齢 (第3当事者以下)、89 国籍・地域別コード (第3当事者以下)、90 居住地コード (第3当事者以下)、91 旧居住地コード (第3当事者以下)、92 職業コード (第3当事者以下)、93 当事者種別 (第3当事者以下)、94 用途別 (第3当事者以下)、95 学校コード (第3当事者以下)、96 車両形状等 (第3当事者以下)、97 乗車別 (第3当事者以下)、98 乗車等の区分 (第3当事者以下)、99 サポカー (第3当事者以下)、100 通行目的 (第3当事者以下)、101 自動運行装置の使用状況 (第3当事者以下)、102 自体防護 (第3当事者以下)、103 エアバッグの装備 (第3当事者以下)、104 サイドエアバッグの装備 (第3当事者以下)、105 人身損傷程度 (第3当事者以下)、106 人身損傷主部位 (第3当事者以下)、107 損傷主部位の状態 (第3当事者以下)、108 人身加害部位 (第3当事者以下)、109 免許証番号 (第3当事者以下)、110 運転資格 (第3当事者以下)、111 事故車種の運転免許経過年数 (第3当事者以下)、112 車両番号 (第3当事者以下)、113 ライト点灯状況 (第3当事者以下)、114 危険認知速度 (第3当事者以下)、115 行動類型 (第3当事者以下)、116 反射材等使用状況 (第3当事者以下)、117 当事者の進行方向 (第3当事者以下)、118 車両の衝突部位 (第3当事者以下)、119 車両の損壊程度 (第3当事者以下)、120 自宅からの距離 (第3当事者以下)、121 予備項目 (第3当事者以下) 122 高速道路__発生地点、123 高速道路__道路管理者区分、124 高速道路__道路区分、125 高速道路__曲線半径、126 高速道路__縦断勾配、127 高速道路__トンネル番号、128 高速道路__特殊事故、129 高速道路__当事車両台数、130 高速道路__行動類型 (第1当事者、第2当事者)、131 高速道路__事故類型、132 高速道路__車両単独事故の対象物、133 高速道路__臨時速度規制の有無、134 高速道路__速度規制 (臨時のみ)、135 高速道路__停止表示器材表示の有無、136 高速道路__交通障害、137 高速道路__高速道路走行距離 (第1当事者、第2当事者)、138 高速道路__速度抑制装置装着状況 (第1当事者、第2当事者)、139 高速道路__予備項目 (第1当事者、第2当事者)
記録範囲	道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故の当事者
記録情報の収集方法	交通事故当事者等からの聴取
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 受理年月日、3 車名、4 型式、5 車台番号、6 長さ・幅・高さ、7 使用の本拠の位置、8 保管場所の位置、9 保管場所標章番号、10 申請年月日、11 申請者住所、12 申請者氏名、13 申請者電話番号、14 受理番号、15 証明年月日、16 保管場所収容情報、17 申請区分、18 申請車両の登録番号、19 前車の車台番号、20 代理人氏名、21 代理人電話番号、22 交付標章番号、23 標章交付日、24 変更前の保管場所の位置、25 再交付申請の理由、26 保管場所(駐車場)の管理者・所有者の情報、27 標章交付(予定)日、28 駐車場名称、29 標章発行日	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、駐車場所有者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部、保管場所調査・入力業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請者ファイル (11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請区分、4 申請者住所、5 申請者氏名、6 申請者の免許の種類、7 免許証番号、8 車両の種類、9 番号標に表示されている番号、10 車両の諸元、11 運搬品名、12 制限をこえる大きさ又は重量、13 制限をこえる積載の方法、14 設備外積載の場所、15 荷台に乗せる人員、16 運転の期間、17 運転経路、18 許可番号、19 許可条件、20 許可年月日	
記録範囲	制限外許可を受けている者	
記録情報の収集方法	申請者（代理人）からの制限外許可申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	

備考	
----	--

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル(12 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、交通部高速道路交通警察隊、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請(受理)年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 道路使用の目的、6 場所又は区間、7 期間、8 方法又は形態、9 添付書類、10 現場責任者住所、11 現場責任者氏名、12 現場責任者電話番号、13 許可証番号、14 許可条件、15 許可年月日、16 記載事項変更の届出年月日、17 変更の内容、18 変更の理由、19 再交付の申請年月日、20 再交付申請の理由、	
記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
記録情報の収集方法	申請者からの道路使用許可申請書、記載事項変更届、再交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁、道府県警察本部及び佐賀県交通安全活動推進センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可申請者ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請(受理)年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 主たる運転者住所、6 主たる運転者氏名、7 車両の種類、8 番号標に表示されている番号、9 運転の期間、10 通行しようとする通行禁止道路の区間、11 やむをえない理由、12 許可証番号、13 許可条件、14 許可年月日	
記録範囲	通行禁止道路通行許可を受けている者	
記録情報の収集方法	申請者からの通行禁止道路通行許可申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請(受理)年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 駐車する区域又は道路の区間、6 車両の種類、7 車両番号、8 主たる運転者氏名、9 申請の理由	
記録範囲	駐車禁止除外指定車標章を受けている者	
記録情報の収集方法	申請者(代理人)からの駐車禁止除外指定車標章交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法等に定める緊急通行車両等及び交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）の申請手続等の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申出（届出）年月日、2 申出（届出）者住所、3 申出者（届出者）氏名、4 番号票に表示されている番号、5 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）、6 活動地域、7 車両の使用上の住所・電話番号、8 車両の使用上の氏名又は名称、9 緊急連絡先の住所・電話番号、10 緊急連絡先の氏名、11 有効期限、12 届出証明日、13 標章・証明書番号、14 交付年月日、15 変更の内容、16 変更の理由、17 再交付申出の理由	
記録範囲	緊急通行車両確認申出書、緊急輸送車両確認申出書、規制除外車両事前届出書、規制除外車両確認申出書、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書、緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書の標章を受けている者	
記録情報の収集方法	申出（届出）者からの申出（届出）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

様式第 1 号（法第 75 条第 1 項関係）

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	駐車許可証管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 駐車申請場所、6 駐車日時、7 駐車理由、8 車両の種別、9 車両番号、10 運転者氏名、	
記録範囲	駐車許可証を受けている者	
記録情報の収集方法	申請者からの駐車許可申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 佐賀県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒840-8540 佐賀市松原一丁目 1 番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿 (1,000 人以上)

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5 t 限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴証明書運転者区分、94 顔写真
記録範囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。

	4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。	
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター佐賀県事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		